

第三帝国の膨張政策とユダヤ人迫害・強制移送 1938 ——最近の史料集による検証——

永 岑 三千輝

はじめに

20世紀90年代から21世紀初めに、ヒトラーのユダヤ人絶滅命令の時期に関する世界的な論争があった。わが国でも拙著『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1941-1942』（同文館、1994）にたいする栗原優の『歴史学研究』における書評において、41年7月末—8月初旬説の立場から41年12月説に対する批判がなされた。その見地は同著『ナチズムとユダヤ人絶滅政策—ホロコーストの起源と実態—』（ミネルヴァ書房、1997）にまとめられた。

1995年は、第二次大戦終結50周年の年であった。したがってまたアウシュヴィッツ解放50周年の時でもあった。まさにこのとき、若者向け雑誌『マルコポーロ』（文藝春秋社）に「ガス室はなかった」とするアウシュヴィッツ否定論が登場した。これに対する批判の機会を得て、いくつか論文を書いた。それは栗原から提起された問題を含めて、ホロコーストの実態を実証的に解明する作業と重なることになった¹。

アウシュヴィッツ否定論を実証的に批判するため、またドイツ現代史の第一人者からの歴史科学的な批判に応えるため、ヒトラー絶滅命令41年7

¹ 「アウシュヴィッツの真実とホロコースト研究の現段階—「アウシュヴィッツの嘘」の虚妄性」現代史研究会『現代史研究』第41号、1995年；「ホロコーストとアウシュヴィッツの真実—第三帝国の戦争政策の展開とユダヤ人大量虐殺—」『経済学季報』第45巻第2号、1995年。

月末—8月初旬説の史実と論理への実証的検証作業を行い、史料調査、欧米諸論文とそれが依拠する史料に吟味を加えて、一連の論文を書いた。そして、それらを拙著『ホロコーストの力学——独ソ戦・世界大戦・総力戦の弁証法——』（青木書店、2003）にまとめた²。また、この間に、コブレンツのドイツ連邦文書館で半年間調査する機会を得たので、上記拙著ではアクセスしていなかった一次史料を探索し、ホロコーストの中核的担い手・執行主体の文書群、特にヒムラー関連文書（主として幕僚文書）・ハイドリヒ関連文書（ライヒ保安本部文書）を洗い直した。ヒトラー第三帝国のソ連奇襲攻撃、そこでのドイツ軍後方地域のアインザッツグルッペン の報告書「事件通報ソ連」、ゲシュタポの「国家警察重要事件通報」などを追跡し、連続論文を書き上げた。それらを拙著『独ソ戦とホロコースト』（日本経済評論社、2001）にまとめ、公刊した³。

この過程で、ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅命令、絶滅政策に関する私の結論（1941年12月説）は実証的に補強された。41年12月に、それまでのヨーロッパ・ユダヤ人の移送政策から、「移送」という表面的な言説は維持されたままで、実際には絶滅収容所（クルムホーフ、ベウゼッツ、ソビボル、トレブリンカ）への「移送」（したがってそこでの大量殺害＝絶滅）政策への転換があったと確認できた。日本の真珠湾攻撃・対米戦争の開始を受けたヒトラーの国会演説、その直後のナチ党最高幹部に対する演説、ポーランド総督府フランク長官の閣議発言、ソ連崩壊後発掘されたヒムラーの業務日誌の記述などが、12月転換説の根拠となった。そして、42年1月1日の26か国の連合宣言による枢軸との文字通りのグローバルな対決軸の形成が、ヨーロッパ・ユダヤ人問題の最終解決を議題とするハイドリヒ主

² 論争史の紹介と私の立場に関しては、「ホロコーストのダイナミズム—『絶滅命令』に関する資料発掘と資料批判の意義—」日本ドイツ学会『ドイツ研究』26、1998：「ヒトラー『絶滅命令』とホロコースト」『土地制度史学』第166号、2000も参照されたい。

³ この研究経過の最近の概観は拙稿「ナチス研究からヴェルサイユ体制下航空機産業の研究へ」日本ドイツ学会『ドイツ研究』第52号、2018。

催の次官級会議の内容を規定した。この42年1月20日のヴァンゼー会議以降、同年末までに、約200万人のユダヤ人が次々と建設・拡充される絶滅収容所で殺害された。こうした転換は、独ソ戦の泥沼化、当初の電撃的勝利の展望の消失とソ連の前線とドイツ軍後方地域における反撃の高まり、それに呼応するチェコ（ベーメン・メーレン保護領）をはじめとするドイツ支配下のヨーロッパ諸地域における抵抗のたかまりと関連していた⁴。ヒトラーの予言（39年1月30日国会）に反し、「ポリシェヴィズムの勝利、したがってユダヤ人の勝利」なるものへの転換点こそが、41年12月であった。

ポーランドおよび支配下ヨーロッパ諸地域全域での抵抗の気運と運動を背景に、それら諸地域からのユダヤ人排出圧力、「東方への移送」要求が累積的に高まるまさにその中で、逆に「東方への移送」の可能性は最終的になくなった。この転換点が41年12月であった。「東方への移送」は、表面上は維持されつつ、その実、移送された圧倒的多数のユダヤ人が「絶滅」施設に送り込まれることになった。41年12月政策転換のこうした見方は、世界の論争史を踏まえて選びなおされたヴァンゼー会議記念館の展示史料の解説⁵や最近翻訳された世界最高水準のヒトラー伝、すなわち、イアン・カーショー著・福永美和子訳「ヒトラー 1936-1945 天罰」（白水社、

⁴ 41年12月から42年はじめの大転換点の認識は、四か年計画庁の史料を詳しく検討した次の拙稿「電撃戦から総力戦への転換点における四か年計画—ドイツ戦争経済の一局面—」(1) (2)『経済学季報（立正大学）』第38巻第2号、第3号、1988年で、実証的に確認していた。また、オランダ、ベルギーなどドイツ占領下の実態と民衆意識の変遷に関しては、次の拙稿で確認した。「ドイツ第三帝国のオランダ・ベルギー占領とその軍事経済的利用」『経済学季報』第40巻第4号、1991年；「ドイツ第三帝国の占領政策と民衆意識の変遷—オランダ・ベルギー・ルクセンブルクを中心に—」『経済学季報』第41巻第1号、1991年。

⁵ ヴァンゼー会議記念館〔編著〕・山根徹也・清水雅大〔訳〕『資料を見て考えるホロコーストの歴史—ヴァンゼー会議とナチス・ドイツのユダヤ人絶滅政策—』（横浜市立大学新叢書8、横浜市立大学学術研究会、春風社、2015）〔以下では、「ヴァンゼー会議資料集」山根・清水訳、と略記する〕、特にその8-9ページ。この新版までのヴァンゼー会議記念館の展示史料説明は、「41年7月末—8月初め」説であった。

2016)の第9章 決戦、および、第10章「予言」の実行、において示されている。

それでは、最新の史料集は、どのようなことを明らかにしているのか。ドイツ連邦文書館、ミュンヘン現代史研究所、フライブルク大学近現代史講座の委託により第三帝国史研究の第一人者たち⁶が編集した膨大な全16巻の史料集*Die Verfolgung und Ermordung der europäischen Juden durch das nationalsozialistische Deutschland 1933-1945*, München 2008-2018 (略称VEJ)から、これまでの私が論文著書で触れなかったり、簡単にしか言及しなかった諸事実をフォローし、ユダヤ人の移送政策段階から大量殺戮段階への歴史的推移を追跡し、その推進主体(ヒトラー、ヒムラー、ハイドリヒ、アイヒマンなどライヒ保安本部の主要幹部・組織)の論理と力学を考える上で重要と思われる部分を抜粋し、紹介してみたい⁷。

⁶ その編集者の一人がUlrich Herbertである。ホロコースト研究史に関する変遷に関する彼の論文Tendenzen der Holocaustforschungは、拙訳で紹介したことがある。ウルリッヒ・ヘルベルト「ホロコースト研究の歴史と現在」【横浜市立大学論叢】第53巻 社会科学系列 第1号、2002年。

⁷ 時期的地域的に区分された16巻からなっている。

1. Deutsches Reich 1933-1937
2. Deutsches Reich 1938 - Aug. 1939
3. Deutsches Reich und Protektorat Sept. 1939 - Sept. 1941
4. Polen Sept. 1939 - Juli 1941
5. West- und Nordeuropa 1940 - Juni 1942
6. Deutsches Reich und Protektorat Okt. 1941 - Juni 1943
7. Sowjetunion mit annektierten Gebieten I
8. Sowjetunion mit annektierten Gebieten II
9. Polen: Generalgouvernement Aug. 1941 - 1945
10. Polen: Eingegliederte Gebiete
11. Deutsches Reich und Protektorat
12. West- und Nordeuropa Juli 1942 - 1945
13. Slowakei, Rumänien, Bulgarien 1939 - 1945
14. Südost- und Südeuropa 1941 - 1945
15. Ungarn 1944 -1945

史料集にしたがってみていくとすると、第1巻、ヒトラー・ナチスの権力掌握・権力確立過程とユダヤ人迫害 1933-1937も見ていく必要があるが、移送から絶滅への転換を確認する上では、今はそこに詳しく立ち入る余裕はない。本稿では第2巻、対外膨張の開始の年1938年、すなわちオーストリア併合からズデーテン併合までのユダヤ人迫害・追放を見ていく。「移送から殺戮へ」の移行という長期的観点からの簡単な時期的特徴付をすれば、33年から37年の段階では、権力確立の諸課題、その過程での迫害の諸政策の進展ごとにドイツ・ユダヤ人の脱出、追放、難民化といった事態が進展すると概括できよう。本稿の課題は、その後の時期、すなわち、初期領土膨張期におけるユダヤ人迫害・追放の重要な諸事実を明らかにすることである。

先取りして一言しておけば、「移送から殺戮へ」という変遷過程の解明は、戦時下・軍事支配の拡大と挫折の時期の根本的変化を明らかにすることにかかわり、その観点からは、第3巻、領土膨張期・戦時下のドイツ・保護領統治とユダヤ人迫害 1939.9-1941.9、第4巻、ポーランド侵攻・軍事支配・総督府統治とユダヤ人迫害 1939.9-1941.7、第5巻、西ヨーロッパ・北ヨーロッパ支配とユダヤ人迫害 1940-1942.6、第7巻、ソ連侵攻とユダヤ人殺戮、第9巻、1941年8月以降の総督府統治とユダヤ人殺戮を順次見ていく必要がある。

1. オーストリア併合・「大ドイツ帝国」建設とユダヤ人迫害・追放・移住強制

ナチス・ドイツの領土的膨張はオーストリアの併合ないし編入とともに開始される。ドイツ本国で1933年の権力掌握以来遂行されたと同様の民族主義的統治体制の確立の諸政策が実行され、その政策体系の一環としてオー

16. Das KZ Auschwitz 1942 - 1945 und die Zeit der Todesmärsche 1944 / 45

ストリア・ユダヤ人に対する迫害・追放が推進された。両国の合併を歓迎するドイツ人とオーストリア人にとって、38年3月の合併は1848年以來の大ドイツ主義の実現であった。この膨張はドイツの経済的地位を改善した。短期的には外貨準備と原料の備蓄を軍需経済のために動員できた。長期的には、ドイツの南東ヨーロッパに対する優越的地位を構築できた。さらにこの併合によってヒトラーは、チェコスロヴァキアを打ち砕く目標に大きな一歩を進めた。

【ヒトラーの権力掌握とオーストリアへの影響・ドルフスとシューシュニツクの対応】

1933年のヒトラーの政権掌握でオーストリア・ナチスは権力掌握の好機到来と見た。しかし、すでに23年から34年にかけて、ウィーンのユダヤ人住民はかなり減少していた。出生率の大幅な減少、多くのユダヤ人共同体メンバーの移住あるいはユダヤ教の宗教共同体からの離脱などが進んでいた。32年には、ユダヤ人ウィーン文化共同体の中でオーストリア人とユダヤ人の統合を目指す勢力が支配的地位を失い、シオニストがユダヤ人諸組織で重要な地位を獲得した。大学は反ユダヤ主義の牙城の一つであったが、そこでシオニストの学生組織が勢力を拡大した。シオニスト勢力は反ユダヤ主義的煽動に対して戦闘的な手段で防衛するようになった。統合を目指す組織と勢力の衰退は、「反ユダヤ主義社会の中での解放的ユートピアの挫折」ともいわれるが、その衰退傾向は、ドイツでナチスが権力を掌握した後、オーストリア国家がますます明確に全体主義的反ユダヤ主義的特徴を帯びるようになって、強化された⁸。

1933年、オーストリア首相エンゲルベルト・ドルフスは議会を解散し、緊急令により統治を継続し、オーストリアを身分制国家と宣言し、祖国戦線以外の全政党を禁止した。祖国戦線はキリスト教社会主義者がさまざま

⁸ VEJ, 2, S.31-32.

の防衛団体を結集したものであった。オーストリアのユダヤ人は、ドイツの膨張努力とこれに呼応するオーストリアの合併勢力に対する防衛を見て、このドルフス体制を歓迎した。ドルフスは、ナチ党のオーストリア支部も禁止した。彼はドイツとの国家的統一を拒否した。34年に彼が暗殺されると、ユダヤ人の諸新聞には熱狂的な弔辞が掲載された⁹。

ドルフスの後継者クルト・シューシュニックもドルフスのように反ユダヤ主義を拒否し、ユダヤ人に他のすべての市民と同じ権利を認めた。彼は1934年、反ユダヤ主義新聞「シュトゥルマー」を禁止した。同年、オーストリア・ユダヤ人の若干の代表者が連邦や州の役職（参事官、連邦文化評議員など）に招聘された。シューシュニックは37年には、ザルツブルク州政府がユダヤ教の畜殺法（Schächten）を禁止しようとするのを阻止した。しかし、オーストリアでも30年代半ば、反ユダヤ主義も明らかに高まっていた。反ユダヤ主義の団体は活発な宣伝を繰り広げた。ユダヤ人はオーストリアの保養地で客として受け入れられなくなったり、反ユダヤ主義の家主からは借家人として拒否されることも頻繁になった。しかし、この時期にはこうした反ユダヤ主義の諸行動に当局が介入し、差別を禁じた。しかし他方、公職採用に際して応募者に「アリアの出自」を証明することや洗礼証明書の提示しなければならないことも増えた¹⁰。対立的潮流がせめぎあっていた。

若干の大きな企業を別とすれば、ユダヤ人は商業では多くの場合、小さな商店、小経営所有者であり、また、自立的な仕立て屋、靴屋、金細工職人などであった。ウィーンの大学卒の階層の中では、ユダヤ人は弁護士の60%、医者約半分を占めていた。1932年4月に首相に就任したドルフスは世界経済恐慌の打撃からの脱出を巡り社会民主党など多数野党の抵抗にあった。彼の国内危機打開の方向は独裁体制の強化であった。たくさんの社会民主主義者の医者がウィーンの病院から解雇されたが、そのほとんど

⁹ VEJ. 2. S.32.

¹⁰ VEJ. 2. S.32-33.

がユダヤ人であった。他の職業グループのなかでも、解雇が目立って増えた。37年には22600人のウィーン市職員のうち、ユダヤ人は154人になっていた。ユダヤ人商店はウィーンではカトリック青少年団体などからのボイコットのアピールに打撃を受けた。こうした職業的差別の結果、36年にはすでに6万人がユダヤ文化共同体からの援助を受けるまでになっていた。さらに、33年以降のドイツからのユダヤ人難民の受け入れが文化共同体に負担となって重くのしかかってきた。ユダヤ人の生活環境は非常に悪化していた¹¹。

【大ドイツ主義の歴史的潮流とオーストリア諸政党の対応】

ドイツとオーストリアの合併思想は1848年3月革命の言語ナショナリズムの革命家たちに端を発していた。しかし、その大ドイツの夢は反革命とビスマルクの小ドイツ主義の勝利によって挫折していた。第一次世界大戦後、オーストリアに課せられたサンジェルマンの講和条約は権力政治的諸理由から両国の国家的統一を明確に禁止した。この禁止は、ヴェルサイユとサンジェルマンの二つに反対の世論に応じて、大ドイツ統一の思想の人気を高めることになった。しかし、両大戦間期、ドイツとオーストリアの統一に関する関心は非常に違っていた。オーストリアは1918年以降、チェコの工業地帯、ハンガリーの農業後背地、開港トリエステと切り離された。29年の世界経済恐慌はこの国に過酷で、38年でも没落の諸結果に苦しんでいた。景気循環や外交的権力状況にしたがって合併の思想の人気は時期により変動した。君主主義者とコミュニストの場合だけ、合併思想は何の反響も見出さなかった。これに対して、ドイツのなかでは権力政治的野心が合併を魅力的なものにしていた。ウィーンは多くのドイツの政治家と経済戦略家たちにとって、すでに第二帝政の時代から「南東への門」であった。第一次大戦の結果、植民地を失ったこと、29年から33年の世界経済恐慌は、

¹¹ VEJ, 2, S.33.

彼らに南東ヨーロッパへの経済的な「開放」をますます緊要に思わせた。38年のドイツは労働力が不足していた。しかし、オーストリアでは高失業率が支配していた¹²。ドイツはドナウ圏での優勢を獲得しようと試みた。それが実現すれば、ドナウ君主国のかつての首都ウィーンは、失われたかつての栄光を回復できるはずであった¹³。

しかし、1933年当時、オーストリアの社会民主主義者もキリスト教社会主義者も合併思想を拒絶していた。それは今やナチス支配への自国の従属を意味するからであった。連邦首相ドルフスは、イタリアをオーストリア独立の保障権力として獲得しようと希望した。これに対してムッソリーニの側はオーストリア国家の構造をファシストの模範に従って構築することを求め、社会民主党の禁止を要求した。ドルフスはこの要求を受け入れ、国内でドイツの合併の野望に対する闘争で潜在的に最も重要な同盟者を弾圧し、同時に自らをイタリアに従属させてしまった。34年7月25日、オーストリア・ナチスが一揆を起こし、ドルフスを殺害したが、一揆は失敗に終わった。新しい連邦首相シューシュニックのもとで、両国関係は緊張した。ドイツーオーストリアの接近とオーストリアの国家的独立性のバランスはもろいものになった。38年2月12日、オーバーザルツベルクでシューシュニックと会談したとき、ヒトラーは祖国戦線の枠内でのオーストリア・ナチ党の活動の自由とウィーンの前弁護士アルトゥール・ザイス-インクヴァルトの内務・治安大臣への任命を強制した。高まる圧力の中でシューシュニックは38年3月9日、オーストリアの独立性を問う国民投票を予告し、3月13日に実施されるべきものとした。内政的なあらゆる緊張にも関わらず、オーストリア人の過半数がシューシュニックのスローガン、「自由な、ドイツ人の、独立の、そして社会的な、キリスト教の一つにまとまったオーストリア」に従うだろうと思われたまさにその時、ナチ政府は軍隊の進駐

¹² 1937年のオーストリアの失業率は、20%を超えていた。約10万人の労働者・エンジニアをドイツに送り出すことは、経済的同化を推進した。VEJ, 2, S.38.

¹³ VEJ, 2, S.33-34.

の脅しをかけた。シューシュニックは国民投票を取りやめることを余儀なくされ、3月10日に辞職した。その数時間後、ザイス＝インクヴァルトが連邦首相に任命された。シューシュニックは彼の最後のラジオ演説で彼が暴力に屈したことを表明し、オーストリア軍にはドイツ軍進駐に抵抗しないよう命じた。ドイツ軍が38年3月11日から12日の夜に進駐してきたとき、オーストリアの住民の大部分がこれを歓声を上げて迎えた¹⁴。

【併合直後のナショナリズムの高揚と反ユダヤ主義の迫害諸措置】

3月14日の「フェルキッシャー・ベオバハター」紙は、オーストリアの全新聞が体制の「根本的変化」を受けて48時間以内に「驚くべき迅速さで」決定的な変化を被ったと誇った。新聞の80パーセント以上がユダヤ化されるかチェコ＝フランスの影響を受けていたが、「完全に」変えられたと自慢した¹⁵。ユダヤ系教授は大学から追放され、何人かは逮捕された。ユダヤ系裁判官は職を失い、ユダヤ系弁護士は38年3月末に「暫定的な」職業禁止が命じられた。編集者、俳優、音楽家は解雇された¹⁶。

オーストリア全土でとくに富裕なユダヤ人の住宅や店舗で、略奪と家宅捜索が始まった。準備したリストに従って、その地のナチスが、しばしば警察と一緒に、ユダヤ人の家々から家具や貴重品を選び出した。同時に、そうした恣意的な下部の抜け駆けの行動を抑止するため、国家と警察の最高部署からの命令による「三月作戦」が始まった。この作戦では、親衛隊と突撃隊、並びに警察が、オーストリア・ユダヤ人の財産の「保護」を託され、その正当化の論理のもと、何百もの住宅で装飾品、絵画、有価証券、絨毯などを押収した。ユダヤ人財産の略奪は、「国民スポーツに発展」¹⁷した。特にウィーンのユダヤ人を恐れさせたのが、「道路研磨班」の

¹⁴ VEJ, 2, S.34.

¹⁵ VEJ, 2, Dok.15.

¹⁶ VEJ, 2, S.35.

¹⁷ Ebd.

作業であった。彼らは道路のよごれを刷毛や歯ブラシでこすり落とす作業を強制された。見物人を面白がらせるため、主導者——普通は突撃隊員やナチ党員であった——が、辱められた人々の頭に汚いバケツの水を注いだ。ウィーンでは、「合併ボグロム」が数週間にわたり続いた¹⁸。

ブルゲンラントではユダヤ人の90%が信仰に忠実なユダヤ教正統派であったが、ユダヤ人共同体の全員がこの地から追放された。追放されたユダヤ人の大部分は最初の滞在地としてウィーンに流れ込んだ。しかし、合法的な方法で秩序立った移住をするためには、受け入れ国の承認が必要であり、外国からしかるべき資金を手に入れなければならなかった¹⁹。

1938年3月16日の総統令に基づき、ゲーリングは四か年計画全権としてヴィルヘルム・ケブラーにオーストリア経済の「アーリア化」を託した。彼は「アーリア化」を旧ドイツよりもはるかに大規模に推進しなければならないとし、その加速と適切な遂行が四か年計画のオーストリアへの順調且つ円滑な導入に必要な点とした。そのためにオーストリア問題で長年経験を積んでいるケブラーに仕事を任せさせた²⁰。大企業の「アーリア化」は、ゲーリングから全権を与えられたケブラーが行った²¹。

1938年4月26日の通達は、ユダヤ人が自分の財産を申告しなければ、罰

¹⁸ VEJ, 2, S.35.

¹⁹ VEJ, 2, Dok.28.

²⁰ VEJ, 2, Dok.20. 1939年夏までに、約26000の元ユダヤ人所有の企業のうち、4400から5000が「アーリア化」され、残りはすべて解体された。通例、非ユダヤ系購入者は、経営を低廉に買い取った。しかし彼らが支払った購入額のうち、ユダヤ人所有者の封鎖口座にふりこまれた金額は相当に少ないものであった。VEJ, 2, S.39.

²¹ VEJ, 2, S.39. イ・ゲ・ファルベン社はみずから行動し、他の利害関係者を排除しつつ、オーストリア化学企業を手に入れ、南東ヨーロッパへの拠点を構築した。拙稿「第三帝国における国家と経済—化学工業独占体イ・ゲ・ファルベン社とオーストリア併合」【政治と思想——村瀬興雄先生古稀記念西洋史研究論叢——】(立正大学文学部西洋史研究室、1983)。

金刑と懲役・禁固・拘留などの自由刑に処するとした²²。ユダヤ人財産を把握し、四か年計画の遂行に投入することがその目標であった²³。体制が整ってくれば、下部の突撃隊員などによる恣意的な略奪行為は禁止されるに至る。合併6週間後、4月29日、オーストリアとライヒの再統合ライヒスコミッサール・ビュルケルは、ユダヤ人襲撃に参加した突撃隊員を降格と除名で脅かすることになった。そこでやっと暴力沙汰が減少した²⁴。

旧ドイツにおいて5年かかって反ユダヤ主義の抑圧と差別の諸措置・法律が貫徹されたとすれば、オーストリアではわずか「5日間のうちに」、それらが強制された²⁵。

ヒトラーは1938年3月15日、ウィーンで演説し、合併を確定するための国民投票を告知した。翌16日、国民投票まで、すべての団体にあらゆる組織的活動が禁止された。4月10日、きらびやかに告知された「大ドイツの日」に国民投票が実施された。夕方、新しく編入されたオーストリア全域で教会の鐘が一時間鳴り響いた。投票では、公式データによれば有権者の99.6%が「ドイツとオーストリアの再統一」に賛成した。投票率は99.7%に達した²⁶。カトリック教会ではウィーンの枢機卿テオドル・インニツァーが、ドイツ軍進駐直後に「無血で行われた合併」を歓迎し、信者に当局に対する従順を呼び掛けた。そのすぐあと、カトリック司教は祝賀の声明を公にし、その中でナチズムの功績を「喜ばしい」とし、国民投票で賛成を投じるように求めた。この新しい権力者に有益な声明は、前もってライヒスコミッサール・ビュルケルが教会指導者たちに示しておいた草稿に基づくものであった。司教声明は、ナチ反对者たち、とくにウィーンのユダヤ人を失望させた。彼らは枢機卿インニツァーから保護を期待していた。彼

²² VEJ, 2, Dok.29.

²³ VEJ, 2, Dok.30.

²⁴ VEJ, 2, S.35.

²⁵ VEJ, 2, S.36.

²⁶ Ebd.

がそれまでは反ユダヤ主義のシェーネラー支持者を繰り返し批判していたからであった。カトリックの司教と同様に福音主義の最高宗務会議委員も教書で合併を歓迎した。33万人の福音主義オーストリア人の名前で「総統」を「5年間の全ドイツ人のもっとも過酷な苦難からの救済者」として、信仰の違いに関わりなく祝うのであった。さらに、社会民主主義者でオーストリア共和国初代首相カール・レンナーさえも発言の許可を求め、公然と彼が国民投票でなぜ賛成票を投じるかを説明した。「社会民主主義者として、したがって諸国民の自決権の擁護者として、共和国ドイツオーストリアの首相として、そしてサンジェルマンの講和派遣団の元団長として、賛成票を投じる」と表明したのである。オーストリアは、合併によりオストマルクに改称された。諸官庁のトップはライヒドイツ人かオーストリア人のナチ黨員ないし政治的に信頼できる人物が占めることになった²⁷。

【ウィーン・ユダヤ人移住センター統括下の強制移住】

オーストリア・ユダヤ人の追放で重要な役割を果たすことになるのが、ウィーンのユダヤ人移住センター（Zentralstelle für jüdische Auswanderung in Wien）であった。これは、形式上はドナウ地区管轄の親衛隊保安部（Sicherheitsdienst der SS, 略称SD）指導者フランツ・ヴァルター・シュタールエッカー（Franz Walther Stahlecker）が指揮していた。しかし、全日常業務は部下のアドルフ・アイヒマン（Adolf Eichmann）が自らの責任で処理していた。

SDはベルリン本部で作成していたリストに基づき、「オーストリア・ユダヤ人連盟」、週刊誌『真実』、「イスラエル同盟」、「ユダヤ大学委員会」、「ユダヤ前線兵士連盟」、ハブスブルク君主国再建を求める「ユダヤ人・オーストリア正統派全国連盟」、「国家シオニスト組織」、「ユダヤ人商人手工業経営連盟」、「無料労働証明協会」など多数のユダヤ人組織の全重要人物を

²⁷ VEJ, 2, S.36-37.

逮捕し、それら諸組織の文書を押収し、ベルリンに送った²⁸。1938年3月18日、SDと警察がウィーン・イスラエル共同体事務所を占拠し、職員に暫定的に活動停止を命じた。5月2日に仕事再開を許可した際には、たくさんの福祉施設を最終的に閉鎖した。アイヒマンは事務所に毎週の報告を命じ、『シオニスト・ルントシャウ』紙の検閲を行った²⁹。

1938年8月に設置されたユダヤ人移住センターはさまざまな諸機関を統合したもので、ユダヤ人移住者は、移住許可を取得するため、ユダヤ人共同体に出向き、受け入れ国の入国許可証明書の点検をはじめとして、たくさんの書類を書き、移住センターに非常に多岐に渡る証明書を申請し、あるいは購入しなければならなかった。センターではアイヒマンの監督下、ユダヤ人移住を加速するため、関税、為替、旅券、税務、公用徴収等の官吏が連携して仕事をした³⁰。センターの運営には、貧者の移住費用を賄うために裕福なユダヤ人が支払わなければならなかった移住者税（Abwandererabgabe）も使われた。さらに、オーストリア・ユダヤ人の指導的人物たちは、国際的援助組織に外貨支援を懇請するため外国（パリ、ロンドン、さらにはパレスチナにも）に派遣され、受け入れ可能性を開拓しなければならなかった³¹。彼らは外国で開催されるユダヤ政治組織の大きな大会に出席し、できるだけたくさんの移住・受け入れ可能性をウィーンにもたらすため働いた³²。

【1939年6月までの強制移住実績】

1939年6月24日の移住進展に関するアイヒマン報告によれば、合併の38

²⁸ VEJ, 2, S.39-40. Dok.116. Bericht des SD vom 28. Okt. 1938.

²⁹ VEJ, 2, Dok.34. Bericht Eichmanns am 8. Mai 1938.

³⁰ VEJ, 2, S.40; Dok. 224. Bericht von Fred Rodeck Ende 1938.

³¹ アイヒマンの活動に関して詳しくは、芝健介「『第三帝国』初期のユダヤ人政策——パレスチナへ移送問題を中心として」『國學院大學紀要』第20巻、1983を参照されたい。

³² VEJ, 2, S.40; Dok.301.

年3月時点で、オストマルクにはウィーンに16万5000人、その他の諸管区に1万5000人のユダヤ教信者、合計18万人を確認した。さらに、ニュルンベルク法の意味³³では非ユダヤ教信者——したがって血統上——の約12万人のユダヤ人がいた。したがって、ニュルンベルク法の意味でオストマルクにいるユダヤ人の総数は30万人であった。18万人の信仰ユダヤ人が、34の文化共同体、88のシナゴグ、537の「いわゆる世俗協会」を維持していた。ユダヤ人移住センターはその前身の合併直後からの仕事を引き継ぎ、ユダヤ政治諸組織の全活動を「余すところなく」、オストマルクさらには全ドイツ領域からのユダヤ人移住に集中した。これにより、オストマルクに存在した全ユダヤ政治諸組織は、解体され、禁止され、その財産は国家警察が押収した³⁴。

オストマルクからのユダヤ人移住を促進するため、三つのユダヤ人組織だけは移住機関に編成替えした後で活動継続を許可した。すなわち、ウィーン・イスラエル共同体を全オストマルクのユダヤ文化共同体の担い手として、「シオニスト全国連盟 (Der Zionistische Landesverband)」を信仰ユダヤ人のパレスチナ移住担当機関として、最後に「アグダス・イスラエル (Agudas Jisroel)」を正統派ユダヤ人移住の担当機関として。非ユダヤ教信者の移住については、「ギルドマイスター (Gildemeester) 移住援助アクション」がこのカテゴリーのユダヤ人移住を促進する機関として再編され、センター内部の支援局として組み込まれた。ウィーンのユダヤ組織の役員たちには、ユダヤの金融機関、ロンドンの「ドイツ・ユダヤ人評議会」、パリの「アメリカ・ジョイント配分委員会」を訪ね、ユダヤ人のオストマルクからの移住のためにウィーンに毎月10万ドルを振り込むよう要請せよとの命令を発した。こうしたやり方を通じて、1939年6月までにウィーン

³³ ニュルンベルク法のドイツ人血統、混血、そしてユダヤ人の分類については、山根・清水訳「ヴァンゼー会議資料集」50-61ページ、特に61ページの資料8の図を参照されたい。

³⁴ VEJ, 2, Dok, 301, S.782.

には外国から140万ドルの現金外貨がもたらされた³⁵。

移住促進のためには、ユダヤ人の職業転換のための職業訓練の機会も提供する必要がある、そのために、ウィーンに約300の手工業訓練所が設立された。ここで大部分が自由業出身のユダヤ人に手工業の知識を伝授した。同様のことが農業訓練所の設立でも行われた。1939年6月当時、移住センターは22の農業訓練所を持っていた。そして、3448人のユダヤ人が手工業訓練所で、920人のユダヤ人が農業訓練所で訓練を受けていた。通例、約3か月で訓練は終了し、その後、新規の訓練生がやってくる³⁶。

1939年6月20日までに、オストマルクからのニュルンベルク法の意味でのユダヤ人移住の証明可能な総数は、10万7772人であった。ヨーロッパ諸国への移住は、4万9818人であった。だが、ヨーロッパ諸国は該当者のほとんどにとって目的地とはみなされておらず、単なる通過国と考えられていた。北アメリカに2万1124人、中央アメリカに2578人、南アメリカに6578人、パレスチナに6338人、アジアに1万7135人、アフリカに2583人、オーストラリアに1618人が移住した。ウィーンに在住する信仰ユダヤ人の数は、16万5000人から7万6400人に減った。オストマルクの他の地区の信仰ユダヤ人の数は、1万5000人から539人に減った³⁷。

アイヒマン報告は、オストマルクの個々の管区（Gau）ごとの信仰ユダヤ人の1939年6月20日までの減少についても、統計を挙げている³⁸。

ニーダードナウ	8010	→	339
オーバードナウ	980	→	19
シュタイアーマルク	2028	→	163
ザルツブルク	189	→	5
ケルンテン	275	→	1

³⁵ Ebd.

³⁶ Ebd., S.783.

³⁷ Ebd., S.784-785.

³⁸ Ebd., S.785.

チロル	346	→	7
フォーアールベル	18	→	0
ブルゲンラント	3222	→	5

アイヒマンは、警察機構と合体した親衛隊機構の巨大な歯車の一つとして行動し、ユダヤ人諸組織に対して高圧的専制的な態度をとり、それら諸組織のユダヤ人代表者に対する「不断の脅迫」と連帯責任の強制によって、「協力」を余儀なくさせた。彼は移住のノルマ決め、それを何度も引き上げ、ユダヤ人文化共同体とシオニスト連盟に、予定目標達成の責任を負わせた。アイヒマンは、文化共同体の指導者（Desider Friedmann）がユダヤ人諸組織に定められた追放割り当てを達成した場合にのみ、強制収容所から釈放されるものとした³⁹。

こうした実績の進行状況を視察したアイヒマンの上司シュタールエッカーは、このウィーンモデルに従ってベルリンにもユダヤ人移住センターを設置すべきだと指示した。1939年2月27日には、ウィーンのユダヤ人移住センターのスタッフによってベルリンにもセンターが設置され、旧ドイツからのユダヤ人移住のセンターとして活動することになった⁴⁰。

2. ズデーテン併合とユダヤ人迫害・移住強制

オーストリア人とドイツ人は、併合をヒトラーが1848年以来の大ドイツ理念を実現したものとして歓迎した。この膨張はドイツ帝国の経済的地位を改善した。短期的には労働力・外貨・原料予備が軍需経済のために動員され、長期的には南東ヨーロッパにおけるドイツの支配的地位が構築できた。さらに、大ドイツ主義的膨張の潮流の波頭に立つヒトラーは、次の目標、すなわちチェコへの膨張、チェコスロヴァキア解体に進む条件を整え

³⁹ VEJ, 2, S.40-41.

⁴⁰ VEJ, 2, Dok.301.

ることになった。

【ズデーテン地域の危機激化から強制的割譲へ】

1938年5月末、彼はチェコスヴァキアへの進駐を同年10月1日に行う準備を命令した。いわゆるズデーテンラントのドイツ人マイノリティへの差別がドイツのメディアによってスキャンダラスなやり方で流布され、誇張され、38年夏の間にドイツの軍事介入が正当化されるような事態にまで煽り立てられた。約300万のズデーテンドイツ人の保護なるものは、ヒトラーにとって副次的目標であり、最大限宣伝の上で活用された。彼の次の段階の主要目標はチェコスロヴァキアを屈服させることであり、その支配であった⁴¹。

1933年に設立されたズデーテンドイツ人故郷戦線（Sudetendeutsche Heimatfront）は、35年にズデーテンドイツ人党に改称され、コンラート・ヘンライン（1898-1945）の指導下に分離主義の闘争を展開した。さらに38年3月、ヘンラインはズデーテンドイツ人義勇軍を創設し、突撃隊（SA）で訓練した。ナショナリストイックな宣伝が十分に浸透しないところでは、ヘンライン支持者は社会的圧迫や脅迫を行った。公然非公然の組織が至る所に作られ、通りには故郷戦線への結集を呼び掛ける横断幕が掲げられた。家主は住人に対しスパイの役目を果たし、運動の開拓者となった。青少年はわずかの例外を除き、旗をなびかせて闊歩し、教員たちも共感を示し、運動に結集した⁴²。

1938年9月、ズデーテン危機は頂点に達し、ヨーロッパに戦争が迫っているかに見えた。英仏政府は戦争回避のためにナチス・ドイツの権力欲に譲歩した。38年9月29日のミュンヘン協定でドイツは権力的地位を相当に強化した。それは、残余のチェコスロヴァキアを従属化させ、ドイツ工業に北ベーメンの重要な資源をもたらした。この機に、ポーランドはそれ

⁴¹ VEJ, 2, S.41.

⁴² Ebd.

までのチェコスロヴァキア領土の一部工業地帯（Teschen）を手に入れ、ハンガリーも南部東部スロヴァキアのハンガリー人多数派地域を獲得した⁴³。しかし、ヒトラーはそれに満足するはずもなく、全チェコスロヴァキアを掌中に収める道に突進することになる⁴⁴。

【領土膨張ナショナリズムと過酷なユダヤ人迫害・強制移住】

1938年秋、ライヒスガウ・ズデーテンラントと宣言されたドイツ併合地域には、30年代初め、なお2万4000人のユダヤ人が住んでいた。非ユダヤ人のほとんどのズデーテンドイツ人はこの地域の併合ないし編入を歓迎するか熱狂して迎えた。しかし、逆に、そこに住むユダヤ人の約90パーセントは、数か月のうちに、オーストリア併合後に一時的に隣接するズデーテンラントに逃れていたユダヤ人難民のほとんどと同じく、逃亡した⁴⁵。

ロンドンのジューイッシュ・クロニクル紙は、ズデーテンラントにドイツ軍が進駐した直後のユダヤ人の状況について、1938年10月7日の論説で次のように述べている。

過去数日の間に、難民、ユダヤ人と非ユダヤ人がズデーテンラントからプラハに「流れ込んだ」。それは、これまでの問題に加え、「さらなる問題」をチェコスロヴァキアにもたらした。プラハのユダヤ人共同体委員会やユダヤ人援助の諸組織は、彼らの限られた資金で大量の難民を助けるため「最大限のものを差し出した」。シオニスト諸設備などには、ユダヤ人が移住可能性を照会するため宿泊した。ズデーテン地域のある町のチョコ当局的最後の行政行動は、ヘンラインの突撃隊によって逮捕されていたマリーエ

⁴³ VEJ, 2, S.42.

⁴⁴ 抽稿「ズデーデン問題の発生と展開—民族問題と地域・国家、権力政治との関連で—」『経済学季報』第39巻第3号、1989；「民族問題と地域・国家—国際的権力政治とズデーデン問題—」同第39巻第4号、1990；「地域・民族・国家—両大戦間のズデーデン問題—」遠藤輝明編著『地域と国家』（日本経済評論社、1992）

⁴⁵ Ebd.

ンパートの17人のユダヤ人を釈放することであった。チェコ当局は、可能な限りで、ユダヤ人の財産を救い出す手助けをした⁴⁶。ズデーテンラントのたくさんのシナゴグは、巻物など宗教的物品をプラハに運び去った後、非ユダヤ人管理者の監督下に置かれた。ドイツ軍進駐直後、ナチの乱暴狼藉を働く連中はカールスパート、エーガー、その他の諸都市でユダヤ人商店をぶち壊して面白がった。たくさんのショーウィンドーが粉々にされた。かなりの数の自殺者が出た。たとえば、テブリッツのある弁護士は、展望タワーから飛び降りて自殺した。ピルゼンのある婦人科医は妻と二人の娘とともに服毒自殺した。最初の強制収容所が、トゥーン伯爵の旧城に設置された。「民主主義者たちが自宅からそこに拉致されたが、彼らの運命ははっきりしない」⁴⁷。

しかし、1938年10月7日時点では、ズデーテンラントになお1万人のユダヤ人が残っていた。ミュンヘン協定に従えば、住民投票が実施されるはずであった。既にザールラントで行われたように、この地域の財産の移転や土地・不動産の売却が許されるものと思われていた。この地域を去る意図は、住民投票後6か月以内に届け出なければならず、移住しようとするものは、一年以内に実行しなければならなかった。この間は人種・宗教・言語による諸個人に対する措置は行われないはずであった⁴⁸。

ズデーテンラントのユダヤ人の困窮に加えて、チェコとスロヴァキアの地域のユダヤ人も非常に損害を被った。彼らの多くはズデーテン地域とビジネス上の関係があったからである⁴⁹。

ドイツへのズデーテン割譲と同時に、ポーランドとハンガリーにも隣接地域が割譲された。この地域にもユダヤ人がいた。ポーランドとハンガリー

⁴⁶ The Jewish Chronicle, London: Artikel vom 7. Oktober 1938, VEJ, 2, Dok.102.

⁴⁷ Ebd.

⁴⁸ Ebd.

⁴⁹ Ebd.

も「ユダヤ敵対的な政策」を遂行していた。ポーランドに割譲された地域は、チェコスロヴァキア国家にとっては「由々しい経済的損失」であった。ただ、ズデーテンラントと比べれば、大きさも地政学的状態も、それほど重要ではなかった。また、この地域には1930年で2500人のユダヤ人しか住んでいなかった。そして、ポーランドはチェコスロヴァキアに比べれば、ユダヤ人政策でも一般的な福祉状態でも比較にならないほど不利であったが、割譲された地域のユダヤ人の大部分が、チェコスロヴァキアかその他へ新住居を求め、生存の可能性を探して立ち去っていくことはほとんど考えられなかった。ユダヤ人にとってはベーメン・メーレンのドイツ語地域（ズデーテンラント）の「最も過酷な運命」が際立っていた⁵⁰。

プラハ全域にユダヤ人難民がなだれ込んだ結果、一人の難民も潜り込んでいないような家はなかった。プラハに知り合いのものがいたものは幸運なものだった。何千人もが、見知らぬ人のところに潜り込まざるを得なかった。あるジャーナリストは、チェコ人がこうして過重負担に陥った以上、「すぐに彼らの怒りと無力感が最も弱い者たちに、難民に向けられることになるだろう」と見通した。彼は、窮地に追い込まれた地元民がしまいには無実のものを深淵に突き落とすことになろうと危惧した⁵¹。まさにここに、ヒトラー・ナチスがユダヤ人を人種の階層秩序の最底辺においたことの統治上の意味があった。

逃亡できなかったユダヤ人とナチ敵対者たちは、近隣のズデーテンドイツ人住民に、しかしなんとといってもヘンライン部隊やゲシュタポによって迫害され、逮捕された。1939年春までに約1万人の社会民主主義者、 коммуニストおよびユダヤ人がズデーテンラントから強制収容所に連行された⁵²。

⁵⁰ VEJ, 2, Dok. 103. Selbstwehr. Jüdisches Volksblatt: Artikel vom 8. Oktober 1939, ハンガリーではどうなるか、この時点では「まだ未決定」であった。

⁵¹ VEJ, 2, S.42.

⁵² Ebd.

その後、1933年から39年までにドイツで実施された反ユダヤ主義のすべての根本的な諸措置が、新しく併合された地域にも順次・迅速に適用された。残っていたユダヤ人は彼の財産を申告しなければならなかった。オーストリアでと同じように、政府委員がユダヤ人経営を、所有者がまだ国内にいるか逃亡したかに関わりなく、管理した。財産管理当局は、「アーリア化」を、たいていはよりたくさん資本を持つ土着非ユダヤ人とライヒドイツ人に有利になるように組織した。ユダヤ人の個人商店はズデーテンドイツ人の中間層の利益になるよう、可能な限り営業停止にした。ペチェック・コンツェルンの石炭鉱山はヘルマン・ゲーリング・ヴェルケの所有となり、ズデーテンラントの最大の化学コンツェルンは、イ・ゲ・ファルベンが取得した⁵³。

早くも1939年3月にはヒトラーは彼の次の目標、すなわちチェコスロヴァキアの破壊を行った。ドイツの圧力によりチソ首相（1887-1947）はミュンヘン協定以降自治権を得たスロヴァキアが独立国家になったと表明した。ドイツの軍隊がチェコの部分を占領し、ヒトラーは39年3月16日、プラハで帝国保護領（Reichsprotektorat）ベーメン・メーレンの樹立を宣言した。選挙で選ばれた大統領エミール・ハーハ（1872-1945）は名目的にその地位に留まったが、権力はドイツの掌中にあった。元ドイツ外務大臣コンスタンティン・フォン・ノイラートが帝国保護官（Reichsprotektor）の職務を果たした。国家次官で同時にベーメン・メーレン高級親衛隊・警察指導者にズデーテンドイツ人のナチ党幹部カール・ヘルマン・フランクが就任した。占領直後、亡命者、ユダヤ人および反ナチとして知られたチェコの人々が大量に逮捕され、またユダヤ人は各地で公然と攻撃された。ア

⁵³ Ebd., S.42-43. ズデーテン地域の化学企業アウシツヒ連合を取得し、南東ヨーロッパ・バルカンへの進出拠点を確保するイ・ゲ・ファルベンの行動については、拙稿「第三帝国チェコスロヴァキア共和国解体とイ・ゲ・ファルベン」廣田功・奥田央・大沢真理編著『転換期の国家・資本・労働—両大戦間期の比較史的研究—』（東京大学出版会、1988）を参照されたい。

イヒマンは39年6月、ブラハにユダヤ人移住センター（Zentralstelle für jüdische Auswanderng）を開設した。

【メーメル占領・併合・ユダヤ人迫害とユダヤ人逃亡】

ブラハの諸事件の陰で、ドイツは1939年3月23日、メーメルラントを併合した。オストプロイセンの北部・ドイツ人が多数派を占めるこの地域は、19年のヴェルサイユ条約でドイツから切り離され、さしあたり国際連盟の委任統治下に置かれたが、23年にリトアニアの軍と純軍事組織によって占領された。ヴェルサイユの打破、大ドイツの建設を目指すヒトラー・ナチスにとって、「マース川からメーメル川まで」の「世界に冠たるドイツ」は東端メーメルが領土回復の必須要件の一つであった。

33年以降、ナチ運動がメーメルでも高揚した。オーストリア併合によって高まる膨張ナショナリズムの波を受け、38年秋にはユダヤ人商店に対するボイコット運動が増加した。ズデーテン危機をきっかけに、「ユダヤ人逃亡」が語られるようになった。38年12月初めのドイツ領事館報告によれば、二人のユダヤ人の大商人は9月のうちに高価な材木置き場を売りに出した。ユダヤ人は銀行預金を全額引き出し、所有地を投げ売りしようとし、在庫商品を現金で売りつくそうとした。たたき売りがあまりにも激しくなったので、「経済生活の混乱を避けるため」、当局は警察の通達を出し、「全てのたたき売りを当面禁止」としたほどであった⁵⁴。

メーメルラント人はメーメル地域からのユダヤ人の「出立」を歓迎したが、他方でメーメルの経済生活には「深刻な反作用」がもたらされた。当地の銀行専門家の算定では、ユダヤ人は1938年12月初めまでの6週間に約1千万リタ（1922-1940年のリトアニア通貨、30年末で1 USドルが6リタ）の預金が引き下ろされた。工場と商店の閉鎖により、メーメルの労働者・職員が多数解雇された。その結果、メーメル市の失業率はかなり高くなっ

⁵⁴ VEJ, 2, Dok. 191. Bericht des Deutschen Generalkonsulates am 2. Dezember 1938, S.537-538.

た。住宅市場では、住宅の過剰供給が支配した。数週間前までは住宅不足が際立っていたのに、いまでは何百もの住宅が空き家で、新築は途中で打ち止めとなった。さらに、大リトアニアなど外国のメーメルへの納入業者が、商品信用を提供しなくなった。三か月の引受手形でイギリスから送られた商品がメーメルに着くと、イギリスの売り手はそれを留め置いて、現金支払いを要求した。現金支払いが行われない場合には、商品がイギリスに送り返された⁵⁵。

メーメルの経済生活の混乱は、メーメルラント人が市の貯蓄金庫やメーメル銀行から預金を大規模に下ろして、ユダヤ人から安い価格で土地を買ったり、売り尽くしの際に商品を買いだめたため、一層強まった。二つの銀行からは12月初めまでの4週間に約700万リタが引き下ろされた。市の貯蓄金庫は支払い義務に応じるため、当地証券銀行の預金350万リタに手を付けなければならなかった。之でも不足する場合、メーメル銀行の預金400万リタにも手を付ける必要があった。しかし、これによって、そして前述のユダヤ人とメーメルラント人の引き下ろしによって、メーメル銀行も長期にわたりリトアニア国立銀行で認められていた175万リタの再割引信用に手を付けることを余儀なくされた。しかし、メーメル銀行は、リトアニア国立銀行から125万リタの再割引信用を解約され、50万リタしか使えなくなった。こうした不足の連鎖で、金融危機の「1931年よりも劣悪な状態」に陥ってしまった⁵⁶。総領事報告には、その後のメーメル銀行の苦心の様子、リトアニア国立銀行との折衝などに関しても記述があるが、ユダヤ人迫害・ユダヤ人の難民化がもたらす経済危機の波及を確認するとどめ、ここでは省略したい。

1939年3月、この地域がドイツに併合された時、メーメル市に住んでいた約6千人のユダヤ人のほとんどは既に逃亡していた。まだ残っていたものは、ドイツのユダヤ人政策の下に置かれ、彼らの財産は即座に「アーリ

⁵⁵ Ebd., S.538.

⁵⁶ Ebd., S.538-539.

ア化」された⁵⁷。

逃亡者の多くは隣接のリトアニアに逃げ込んだ。1939年3月23日の朝、最後の難民列車の中から、若干のものがSSに逮捕された。旅行者の荷物は隅々まで搜索され、それぞれのユダヤ人には一個の手荷物だけが残された。その他の荷物は「没収」された。ユダヤ人の財産をリトアニアに運ぼうとしたトラックは、国境でメーメルにかえることを強制された。メーメルのタバコ、繊維、チョコレートの工場の最大のものいくつか、さらに卸売商や百貨店はナチスの掌中に落ちた。ユダヤ人共同体やすべてのユダヤ人組織の部屋は突撃舞台に占拠された。三つのシナゴークは破壊され、たくさんのユダヤ人住居が打ち壊された⁵⁸。

3. ユダヤ人難民の大量発生と諸外国の受け入れ

以上で見てきたように、ナチス・ドイツの領土拡大ごとに支配下にはいった地域・国からユダヤ人は迫害・追放・移住強制の憂き目にあうが、彼らを受け入れる国・地域はあったのか、これが大問題となる。

【諸外国の受け入れの制限・拒否・追放・押し付け合い】

1938年のうちにますます明らかになったことは、ユダヤ人からの財産没収が、ユダヤ人の追放をいかに困難にするかということであった。移住に課される強制的な税や外貨に関する諸規則、輸出の禁止や手数料などが、外国で新しい生活の場を構築するために彼らの財産の少なくとも一部を持参することを妨げた。ユダヤ人が目指した国々、受け入れ候補となる諸国は、資金のない難民の受け入れを拒否した。彼らがもしかしたら公的な保護の対象として重荷になるかもしれないからである。既にオーストリア併合直後から、ほとんどすべての国が移民諸規定と国境コントロールを厳し

⁵⁷ Ebd., S.43.

⁵⁸ VEJ, 2, Dok. 287. Bericht der Exil-SPD, Ende Mai 1939.

くし、公然と、あるいは非公然にユダヤ人に対する移民禁止の法律を公布した⁵⁹。

チェコ政府は、それまでは比較的自由的な庇護政策を執っていたが、ミュンヘン協定後はユダヤ人難民を受容しようとはしなくなった。そして、1938年10月からはドイツとオーストリアからのほぼすべての移民を追放処分にした。ユダヤ人が国外退去要求に従わない場合、警察が彼らを国境、ほとんどがポーランド国境まで連行した。同様に、ドイツ軍進駐後、国境を越えて追放されたズデーテンラントのユダヤ人も、国境でチェコの国境警備兵に追い返されるか、さらにハンガリーに送られた。彼らはここでも望まれなかったが、通過可能性になお一縷の望みをかけることができたのである。最後に若干のものはドナウ貨物船に受け入れ先を見つけたが、そのほとんどがチェコとハンガリーの国境地域の収容所に入れられた。38年11月、スロヴァキアがハンガリーに一部地域を割譲しなければならなくなったとき、スロヴァキアは割譲地生まれのユダヤ人をハンガリーに擦り付けるために連行し、割譲地に追いやった。それを受けて、ハンガリーの地方警察は、これら「望ましからざる者」を新しく引かれたハンガリー・スロヴァキア国境沿いの無人地帯に連行した。ドイツの西部国境ではオーストリア併合後、39年4月3日の合同会議でオランダ、ベルギー、ルクセンブルクの国境当局が合意するまでは、違法に入国した難民を互いに押し付け合った⁶⁰。

【併合体制の進展と難民の急増・強制移住・非合法脱出】

1933年に約3万7000人がドイツを永久に去った。その後、37年まで毎年2万人から2万4000人が脱出した。外国への移住者の80%から85%がユダヤ人だった。38年には難民の数が5倍になった。この年の難民は、旧ドイツからは約4万人、オーストリアからは6万人で、合計10万にのぼっ

⁵⁹ VEJ, 2, S.43-44.

⁶⁰ VEJ, 2, S.44. Dok. 271. Protokoll der Sitzung vom 3. 4. 1939.

た⁶¹。

ロンドンのジャーイッシュ・クロニクル紙に掲載された1939年1月6日の報告によれば、ドイツ、スロヴァキア、ハンガリー、ポーランドその他の国境に沿って、少なくとも12の「無人地帯」収容所があり、さらに何千人もの難民がスイス、ベルギー、オランダの15の隔離収容所のバラックに閉じ込められていた。いくつかの収容所はドイツがユダヤ人を追放した過酷さの結果として設立されたが、ほとんどの収容所はミュンヘン協定の直接の結果であり、協定によるチェコスロヴァキア領土の削減、ドイツ、ハンガリー、ポーランドへの領土割譲の結果であった⁶²。国境沿いの無人地帯の人々の悲惨な様子は、ユダヤ人排除を象徴するものであった⁶³。

難民として上陸許可を持たないで船出した人々は、例えば、39年5月のセント・ルイス号に乗船した900人以上のユダヤ人は、ハンブルクからハヴァナに向かったが、そこで港湾当局に上陸を拒否された。サント・ドミンゴ共和国が受け入れを表明したとか、近隣の国が受け入れるといった情報が入ったりしたが、結局、ハンブルクに戻らざるを得ず、そこでイギリスの受け入れを期待して待つといった「期待と不安」の右往左往状態に置かれた⁶⁴。

ゲシュタポとナチスは1938年夏、ドイツとオーストリアのユダヤ人をできるだけ早く外国へ移住させたいと、暴力や迫害の様々のやり方を行使し、たとえば強制収容所への連行などによってユダヤ人をパニックに陥れ、彼らが何としてでも出国するように仕向けた⁶⁵。ユダヤ人は非合法的越境も敢行した。こうしたやり方に対する反応として、たとえばスイス当局は全ドイツ人に対する査証義務を導入するぞと脅かした。かなり長い折衝の後、

⁶¹ VEJ, 2, S.44-45.

⁶² VEJ, 2, Dok. 233. Jewish Chronicleä Bericht vom 6. Januar 1939.

⁶³ VEJ, 2, S.45.

⁶⁴ VEJ, 2, Dok.290, 292. Reisebericht „St. Louis“ vom 2. 6. 1939 bis 11. 6. 1939.

⁶⁵ VEJ, 2, Dok. 305. Bericht vom 5. 7. 1939: Auswanderung aus Deutschland und Österreich.

スイスとドイツの当局は、ドイツ・ユダヤ人のパスポートに赤字でJの印を押すことで合意した。これによって、ユダヤ人は気づかれぬように他国に入ることが一般的には不可能になった⁶⁶。

「帝国水晶の夜」として知られる11月 Pogrom (後述) の間とその後、ドイツのユダヤ人には生命の危険が迫り、パニック的逃亡を引き起こした。逮捕され、強制的に収容所に入れられ、その後出国を条件に釈放されたユダヤ人は危険を厭わなかった。乗船チケットや査証の闇価格は高騰した。商業的あるいは人道的な逃亡支援が盛んになった。極端な圧迫の高まりで家族がバラバラに出国することも余儀なくされた。少なくとも子供だけでも安全にしようとしたイギリス政府が11月 Pogrom の直後、ユダヤ人家族のなかから子供1万人を受け入れることを表明し、ドイツでは短期間のうちに子供の出国を組織する事務所が作られた⁶⁷。イギリスへの道は生存への道だったが、子供にとっても、また姉や母、祖母にとっても痛哭の別れであった⁶⁸。ある体験報告によれば、子供たちは途中、国境コントロールで辛い思いをした者もいれば、無害だったものもいた。また、宿泊場所では湿気や寒さなど劣悪なところもあった。しかし、地域や仲介の委員会の人々などとの関係は「考えられる限り最良」で、気分の「素晴らしい」ものであった。日中はしばしばドイツのことを忘れ、自分の将来の見通しも忘れるほどであった⁶⁹。

イギリス以外では、オランダ、スイス、ベルギー、スウェーデンがかな

⁶⁶ VEJ, 2, Dok.127. Schreiben der Schweizerischen Gesandtschaft in Deutschland an das AA (Eing. 14. 11. 1938) .

⁶⁷ 詳しくは、木畑和子『ユダヤ人児童の亡命と東ドイツへの帰還—キンダートランスポートの群像—』(ミネルヴァ書房、2015) の「第I部 第三帝国の成立とキンダートランスポート」を参照されたい。

⁶⁸ VEJ, 2, Dok.202. Handschriftl. Tagebuch von Ruth Maier, Eintrag vom 11. Dezember 1938.

⁶⁹ VEJ, 2, Dok.213. Bericht über das Refugee Childrens' Camp (Broadstairs) vom 25. Dezember 1938.

りの数の子供を受け入れた。イギリスのキングドートランスポートに対応するイニシアティブが少し後にアメリカ合衆国でも生まれたが、ここでは移民反対者の抵抗にあって、計画は挫折した⁷⁰。

子供たちの場合も、大人と同様、貨幣、装飾品、金や銀などの持ち出しは禁止されていた。もし荷物の中にそうした禁止品があれば、「送り返されるので、両親にくれぐれも注意するように」と、仲介機関の担当者が警告していた⁷¹。

11月ポグロムの後は、ユダヤ人組織も合法的な道を捨て、ユダヤ人を考えられるあらゆる脇道で国外に出そうとした。それには、中立国の旗のもと移民をパレスチナに運ぶ船の確保もあった。もちろんそれは、船が、違法移民を阻止しようとするイギリス委任統治権力の海軍によって拿捕されない限りであったが。親衛隊保安部（SD）は、合法移民を危険にさらさないため、公式には違法移民を拒絶していた。しかし、ウィーンからの非合法移民を促進し、パレスチナへの渡航船をチャーターしようとシュトルファー（Berthold Storfer）と協力し、アイヒマンもそれを掴んでいた。この人物をウィーンのシオニストは批判したが、それは、パレスチナ移民の選抜基準—若く、健康で、たくましい—に反していたからであった⁷²。

【ローズヴェルトが呼びかけた国際会議・エヴィアン会議とその挫折】

アメリカ大統領フランクリン・D・ローズヴェルトは、難民増大に対する反応として、すでにオーストリア併合のわずか2週間後に国際会議を招集した。それは1938年7月6日から15日までフランスの保養地エヴィアンで開催された。32の国の代表者がドイツからのユダヤ人難民の受け入れ可

⁷⁰ VEJ, 2, S.45.

⁷¹ VEJ, 2, Dok.288. Schreiben des Comité d'Assistance aux Enfants Juifs Réfugiés, Brüssel, an die Israelitische Kulturgemeinde, Wien, vom 2. 6. 1939.

⁷² VEJ, 2, S.46; Dok. 260.Schreiben von Robert Thompson Pell, Intergovernmental Committee, London, an Pierrepont Moffat, Department of State, vom 8. 3. 1939.

能性について相談した。ほぼすべての代表者がこれ以上の難民を受け入れることは自分の国の経済状況からして許されないと遺憾の意を表明した。内々の交渉で受け入れの見込みがあると表明したのは、小さなドミニカ共和国のみであった。会議直前の7月3日の『ザ・サンデー』紙のカリカチュアは、この結果を予測するものであった⁷³。

ゲッベルスの宣伝省とドイツ外務省は、エヴィアン会議の失敗について、民主主義諸国家のドイツ・ユダヤ人の運命を巡る懸念は偽善的な見せかけだけなのだと酷評した。1938年7月16日のフェルキッシャー・ベオパハター紙は、「三つの民主主義大国、特に会議主催者アメリカ合衆国は、エヴィアンを国際ユダヤ人のための約束の地と広告し、過大な期待を呼びおこした」が、結果はお粗末で、ユダヤ人もすぐに期待外れだったことに気が付いた。中立諸国のもてなしの良さを満喫しているユダヤ人ジャーナリストが、たとえば残虐行為などを持ち出して、アメリカの代表の助けを得てこの会議から「反ファシズム煽動を引き起こそうとした」が、うまくいかなかった。ほとんどの政府は、「こうした誇張に対しては拒否的だった」などと⁷⁴。

エヴィアン会議参加国がドイツ・ユダヤ人を内政的経済政策的理由からこれ以上受け入れられないと拒否したが、その背後には根本的な、ほとんど解決不可能な問題が隠れていた。資金のないユダヤ人難民の受け入れに前向きな声明をすれば、そうした国々はドイツだけではなく、そのほかの国々でも、ユダヤ人の財産没収と追放を後押しすることになった。実際、ポーランドとルーマニアはエヴィアン会議をきっかけに、ユダヤ人マイノリティは自分たちの国でも問題となっており、国際的国家共同体がこの問題を引き受けなければならないとしたのである⁷⁵。

こうした問題を背後に置きながらも、会議の代表者たちは政府間委員会（Intergovernmental Committee/IGC）を設立し、難民の移住可能性を

⁷³ VEJ, 2, S.47. 『ヴァンゼー会議資料集』山根・清水訳、62ページ、資料9。

⁷⁴ VEJ, 2, Dok.64. Das Ergebnis der Judenkonferenz. Eigener Bericht des VB.

⁷⁵ VEJ, 2, S.47.

見出す課題と取り組み、ドイツ政府とユダヤ人移民とユダヤ人財産の移転について交渉することにした。しかし最初、ドイツ外務省はIGCの委員長を迎えることをきっぱりと拒否した。だが、11月ボグロム後、4か年計画全権ゲーリングとライヒスバンク総裁シャハトが交渉の用意があるとのシグナルを送ってきた。彼らは、ドイツの外国為替不足をこのやり方で緩和できるのではないかと踏んだからであった。1938年12月、シャハトはIGC委員長との秘密交渉のため、ロンドンに赴いた。ドイツ側からは、ユダヤ人移住促進と「外国為替安定化」を結び付け、外国のドイツ商品ボイコットを打破することが目標だった。しかし、39年1月、シャハトがライヒスバンク総裁を辞めざるを得なくなった。交渉を引き継いだのは、四か年計画庁で外国為替経済部担当のヘウムート・ヴォールタート (Helmut Wohltat) であった。彼は、IGC委員長と繰り返しユダヤ人財産没収で交渉した。その交渉中、彼はフリードリヒ・フリック (Friedrich Frick) およびドレスデン銀行と一緒にベチェック・コンツェルンの「アーリア化」を行った。ドイツ国家は、このコンツェルンの何億ライヒスマルクにも上る石炭鉱山や工業企業を取得した⁷⁶。

1939年春、協議された構想では、ドイツ・ユダヤ人の3分の2を5年以内に移民させるというものであった。残されるのは、老人と死に至るまで煩わされることなくドイツで生活できるもののみであった。この計画によれば、ユダヤ人財産の75%がドイツ国庫に確保されることになっていた。残りの25%は信託基金に払い込まれるべきものとされ、その引き出しは、ドイツからの追加的輸出に対してのみ行われるというものであった。38年12月の演説でゲーリングはこの案の素描を公表していた。しかし、結局、IGCとドイツとの間で正式の協定はできなかった。第二次世界大戦の勃発が、この計画を一掃した⁷⁷。ユダヤ人追放圧力はヨーロッパ内で累積する。

⁷⁶ VEJ, 2, S.47.

⁷⁷ VEJ, 2, S.48.

【身分証明書の義務化・ユダヤ名強制・強制労働】

1938年7月末、全ユダヤ人住民に対し身分証明書の強制が導入された。年末までに、15歳以上のユダヤ人は身分証明書を申請しなければならず、それにはパスポート写真、指紋、所有者の署名が必要であった⁷⁸。官庁との書簡のやり取りでは、身分証明書の番号と発行地を明記する必要があった。官庁を訪ねる際には、ユダヤ人であることを自発的に申告し、身分証明書を提示しなければならなかった⁷⁹。8月には内務省が行政命令を出し、ユダヤ人には特定の「ユダヤの」名前しか許されなくなった。さらに1939年1月1日からは「イスラエル」の名前を、婦人は第二の名前に「サラ」をつけなければならなくなった⁸⁰。

ユダヤ人把握の次の一步は、1939年5月、オーストリア併合で一年延期となっていた国勢調査の際だった。特別の補足カードで全調査対象者は、4人の祖父母の「人種属性」について申告しなければならなかった⁸¹。これによって、統計家は、旧ドイツの「人種ユダヤ人」23万3973人を把握した。そのうちの約2万人は、ユダヤ宗教共同体には属していなかった。統計は、さらに「半ユダヤ人」、「4分の1ユダヤ人」をその家族、家計構成員、

⁷⁸ VEJ, 2, Dok.72. Kennkarte - Der neue Personalausweis. Für alle Wehrpflichtigen, im kleinen Grenzverkehr und beim ausflugsverkehr über die Grenze. 38nen

⁷⁹ 旅行許可証を受け取りに行ったあるユダヤ人が、自分では身分証明書を常に提示しなければならないという規定を守ったにもかかわらず、住所・名前などを聞かれメモされ、もしかしたら罰せられるかもしれないと恐れるような体験をメモに残している。VEJ, 2, Dok.300.

⁸⁰ VEJ, 2, Dok.84. Zweite Verordnung zur Durchführung des Gesetzes über die Änderung von Familiennamen und Vornahmen vom 17. August 1938; Dok.86. Tagebuch von Luise Solnitz, Hamburg, Eintrag vom 24. 8. 1938. 76歳のあるユダヤ人婦人は、38年11月29日、第二の強制名サラをつけるのを拒否して、自殺した。Dok. 181. Handschriftl. Brief von Hedwig Jastrow, Berlin, vom 28.11.1938.

⁸¹ VEJ, 2, Dok.36. Ergänzungskarte zur Volks-, Berufs- und Betriebszählung am 17. Mai 1938. -

住所、その他個人関係データを把握した。こうして、身分証明書、強制名、国勢調査、さらに28年導入の国民カード（Volkskartei）など、何度も「人種属性」の調査が行われ、該当者が把握から逃れることは難しく、罰則もあるので危険であった⁸²。

人種属性の重要な源泉は、教会帳簿であった。そこには、だれが、いつ、どこで、洗礼を受けたか、ユダヤ人と結婚したか、あるいは名前を変えたかなどのデータが書き込まれていた⁸³。

オーストリア併合・ズデーテン併合で盛り上がった民族意識・ナショナリズムは、ユダヤ人の宗教的人種的差別措置の過激化において具体化した。

【ドイツ在住ポーランド・ユダヤ人の追放・ドイツ外交官射殺事件・11月ボグロム】

しかし、こうしたドイツ・ドイツ人のナショナリズムの先鋭化とそれによるユダヤ人の周辺諸国への逃亡・流入は、周辺諸国における反ユダヤ主義を刺激することにもなった。1938年3月31日、ポーランド政府は、一般的な規定ながら、実質的にはユダヤ人をターゲットにした「国籍はく奪」法を発布した。それによって、5年以上外国で生活するポーランド国籍の人間から国籍を奪う可能性を創出した。10月、ポーランド政府は、外国で発行されたパスポートを持つものがポーランドに入学するには、管轄のポーランド領事の査証が必要だとした。4万人から5万人の国籍喪失ポーランド・ユダヤ人が生まれる事態に至った。これが、ドイツからのポーランド国籍ユダヤ人の強制退去措置を引き起こすことにもなった。38年10月27日、ドイツ政府はポーランドの法律が発行する直前、1万7000人のポーランド・ユダヤ人をポーランドに追放した⁸⁴。

⁸² VEJ, 2, S.49

⁸³ Ebd.

⁸⁴ VEJ, 2, 52. Dok.122. Fernschreiben der Stapostelle Nürnberg-Fürth an den Inspektor der Sicherheitspolizei, München vom 8. 11. 1938.

ハノーファーから追放され国境に連行されたポーランド人の中に、ヘルシェル・グリンシュパン（Herschel Grynszpan）の家族がいた。パリに住んでいた彼は、妹の手紙からこのことを知り、1938年11月7日、パリ・ドイツ大使館で公使館書記官エルンスト・フォン・ラートを狙撃し、危篤に陥れた。同日のうちに、全ドイツの新聞編集部はこの襲撃を「大々的に」報ぜよ、その際、この犯罪に対する「世界ユダヤ民族」の責任を強調せよとの指示を受け取った。早くも7日から8日にかけての夜、カッセル、ベブラ、その他の北部ヘッセンの諸都市で、シナゴークやユダヤ人学校ならびにユダヤ人の商店や住居が襲撃され、破壊された。8日にはマクデブルクでも⁸⁵。同日の「フェルキッシャー・ベオパツハター」紙は、露骨にポグロムを呼び掛けた。「ドイツ民族がこの新しい事件からその帰結を引き出すことになるのは明らかだ。わが領土の中で何十万ものユダヤ人がまだ全道路を支配し、娯楽施設を満たし、外国の家屋所有者としてドイツ人の借家人から金をせしめているのに、彼らの人種同朋は外国でドイツに対する戦争をけしかけ、ドイツの官吏を狙撃しているのだ」と⁸⁶。

11月9日の夕方、1923年のヒトラー一揆の記念日にいつものように指導的ナチ党員がミュンヘン旧市庁舎に結集していた。そこで外交官の死のニュースが知らされ、ヒトラーは短時間ゲッベルスと話し合い、集会后にした。ゲッベルスは、居並ぶガウライターや突撃隊指導者に、グリンシュパンの行為が罰せられないで済ますようなことがあってはならないと訴えた。翌日、彼は日記にヒトラーとの会話を簡単に書き留めている。ヒトラーは、「デモを続けさせろ」と言い、警察は介入しないで見ておれ、と。ユダヤ人には「民族の怒り」をわからせなければならない、と。そして、ゲッベルスはこの趣旨で列席の指導的ナチ党員たちに演説したのである。

⁸⁵ VEJ, 2, S.52-53. Dok. 123. Handschriftl. Brief von Gerda Kappes. Betr. Pogromen in Bebra.

⁸⁶ VEJ, 2, S.53.

「嵐のような拍手喝采」と⁸⁷。22時30分、集会解散。列席の党の活動家・幹部は各地の管区指導部・宣伝部に電話で指示。全土で突撃隊員やナチ党活動家は、この記念日を祝い、多かれ少なかれ酒に酔い、狙撃事件に興奮した。そこに、党は公式には反ユダヤ行動を呼びかけはしないが、自然発生的な憤激は阻止されないとの示唆が与えられた。夜半、秘密国家警察の長官ハインリヒ・ミュラー（Chef des Geheimen Staatspolizeiamt Heinrich Müller）は、全警察所に電報で「すぐにも全土でユダヤ人に対する行動が始まるだろうが、それを邪魔しないように、ただ略奪は禁じるように」と指示した⁸⁸。全土で2万人から3万人の逮捕を準備。その多くは裕福なユダヤ人だった。かなりの都市でシナゴークが放火され、炎上。午前1時20分、ハイドリヒは親衛隊保安部やゲシュタポの支所に電報し、非ユダヤ人の生命や財産を危険にさらさないように注意せよと命じた⁸⁹。

小括

以上、ナチ国家のナショナリズムの急進化、排外的膨張の諸政策、それらとユダヤ人迫害・追放の関連、そしてそれらの過激化のダイナミックな展開を確認できるであろう。しかし、この段階では、まだ「絶滅」政策ではなかったことも、直視しておく必要がある。

（投稿：2018年11月29日）

⁸⁷ Ebd.

⁸⁸ VEJ, 2, Dok. 125. Fernsreiben des Gestapa, gez. Gestapa II Müller, Berlin, an alle Stapo-und Stapo-Leitstellen vom 9. 11. 1938.

⁸⁹ VEJ, 2, Dok. 126. Blitz-Fernschreiben des Chefs der Sicherheitspolizei (München 10.11.38, 1 Uhr 20) , gez. Hezdrich, an alle Staatspolizeileit- und Staatspolizeistellen und alle SD-Ober-und Unterabschnitte vom 10. 11.38.

横浜市立大学論叢

第70巻 社会科学系列 第2号

廣田全男教授 退職記念号

履歴・研究業績	…	1
論 説		
ヨーロッパ地方自治憲章のモニタリング・システム	廣田 全男 …	11
障がい者雇用をめぐるネットワーク型地域連携の特性と意義	影山摩子弥 …	49
A Note on Financing by PFI Method in Japan	Makoto OSHIMA …	81
Dynamic Monopoly Pricing in a Declining Industry	Rui OTA …	101
輸入自由化による長期的な牛肉価格への影響	太田 暁・齋藤 傑・坂口 利裕 …	133
マラウイの農村における生産者組織の空間認識と実践 ——地域資源の領域と市場に関する認識——	吉田 栄一 …	151
第三帝国の膨張政策とユダヤ人迫害・強制移送 1938 ——最近の史料集による検証——	永岑三千輝 …	193
都市の持続発展（SDGs）のための免疫系インフラの役割と設計	金子 延康 …	229
判例評釈		
ガーナ・コートジボワールITLOS特別裁判部判決（本案）	瀬田 真 …	279
研究ノート		
中央省庁の「地方自治に関する行政機能」についての一考察	谷本有美子 …	307
解 説		
Localization of SDGs: Role of Local Governments	Bernadia Irawati Tjandradewi and Hari Srinivas …	335
歴史回顧		
Y専（横浜市立横浜商業専門学校）の歴史 ——横浜市立大学創立100年にむけて——	齊藤 毅憲 …	353
翻 訳		
朝河貫一『明治小史』——その3、日露戦争とその帰結（1904～1910） [解説] 朝河貫一著『明治小史』について	矢吹 晋 …	405

2018（平成30）年度

編集委員長	中谷 崇		
編集委員	大塚 章弘	康 聖一	
	北 幸海	柴田 典子	
	鈴木 伸治（前期）	増田 公香	

【横浜市立大学論叢】社会科学系列 第70巻 第2号

廣田全男教授退職記念号

2019(平成31)年3月1日 印刷 2019(平成31)年3月8日 発行

発行者 横浜市立大学学術研究会

〒236-0027

横浜市金沢区瀬戸22-2

TEL (045) 787-2085

FAX (045) 787-2085

印刷所 (株)ポートサイド印刷

〒236-0002

横浜市金沢区鳥浜町16-2

TEL (045) 776-2671

FAX (045) 776-2678

THE BULLETIN OF YOKOHAMA CITY UNIVERSITY

Social Science

Vol.70 No.2 Academic Year 2018

平成三十一年三月八日
印刷
発行

Biography of Professor Masao Hirota		
A list of Professor Masao Hirota's Academic Works		... 1
Articles		
Monitoring System of the Implementation of the European Charter of Local Self-Government	Masao HIROTA	... 11
Characteristics and Significance of Regional Collaboration over Employment of People with Disabilities	Makoya KAGEYAMA	... 49
A Note on Financing by PFI Method in Japan	Makoto OSHIMA	... 81
Dynamic Monopoly Pricing in a Declining Industry	Rui OTA	... 101
Long-run Effects on Beef Prices of Import Liberalization	Rui OTA, Suguru SAITO, Toshihiro SAKAGUCHI	... 133
Spatial Perception and Practice by the Rural Producer Organisations		
in Malawi: Perception of Local Resources and Market	Eiichi YOSHIDA	... 151
Expansion of the Third Reich and the Solution of Jewish Problems 1938	Michiteru NAGAMINE	... 193
Role and Design of Immune System Infrastructure		
for Sustainable Development (SDGs) of Cities	Nobuyasu KANEKO	... 229
Case Review		
Delimitation of the Maritime Boundary		
in the Atlantic Ocean (Ghana/Côte d'Ivoire), Judgment	Makoto SETA	... 279
Research Note		
The Central Government's Supervisory Function over Local Governments in Japan	Yumiko TANIMOTO	... 307
Explanatory Report		
Localization of SDGs: Role of Local Governments		
	Bernadia Irawati Tjandradewi and Hari Srinivas	... 335
Historical Retrospect		
The History of "Y-Sea": The Genesis of Yokohama City University	Takenori SAITOH	... 353
Translation		
K. Asakawa's Supplementary Chapters of Japan, Part III	Susumu YABUKI	... 405

Published by
Arts and Science Society of Yokohama City University
22-2 Seto, Kanazawa-ku, Yokohama 236-0027, Japan